提示による券面確認＋ICチップの読取で確認ができる書類

本人特定事項として確認するもの　～記録！ 確認書類を特定するに足りる事項として記録するもの　書類の有効性を確認するもの　取得制限項目の可能性があるor取得が禁じられているもの

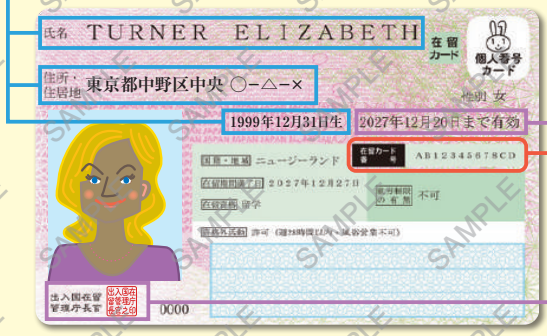
特定在留カード

氏名・住所・生年月日
申込書類等の「氏名」「住所」「生年月日」と相違はないか？ 住所が変更された場合は表面に新住所が記載される

有効期間
提示日現在で有効か？

在留カード番号（12ケタの英数字）を記録！失効していないか？

交付者
「出入国在留管理庁長官」の記載があるか？



取得制限項目



在留カードとマイナンバーカードを一体化したもので、2026年6月より交付開始された書類です。希望者に交付されるもので期限となったら自動的に交付されるわけではありません。ＩＣチップ内には基本情報に加え「在留期間」「許可の種類」「許可年月日」「交付年月日」が記録されているので確認します。裏面はマイナンバーカード裏面と同様で、個人番号とQRコードは取得制限項目となります。

特定特別永住者証明書

氏名・住所・生年月日
申込書類等の「氏名」「住所」「生年月日」と相違はないか？ 住所が変更された場合は表面に新住所が記載される

交付者
「出入国在留管理庁長官」の記載があるか？



有効期間
提示日現在で有効か？

証明書番号（12ケタの英数字）を記録！失効していないか？

特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化したもので、2026年6月より交付開始された書類です。希望者に交付されるもので期限となったら自動的に交付されるわけではありません。裏面はマイナンバーカード裏面と同様で、個人番号とQRコードは取得制限項目となります。

旅券（パスポート）　令和2年2月3日以前申請のもの

外務省・2025年旅券のページ▶

▶10年有効券

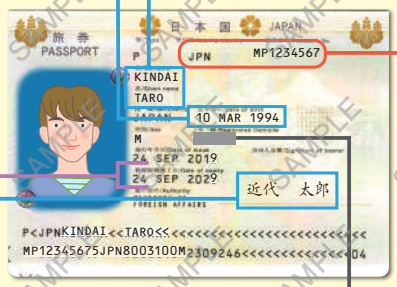




◀旧型旅券の所持人記入欄

氏名・住所・生年月日
申込書類等の「氏名（アルファベットと漢字表記等を突き合わせる）」「住所」「生年月日」と相違はないか？

有効期間満了日
提示・送付を受けた時点で有効か？



英数字（9ケタ）を記録！

取得制限項目

▼2025年旅券の券面



2027年4月以降は、提示による券面確認＋ICチップの読取によって本人確認を行うことになりますが、ＩＣチップには住所情報が搭載されていないため、住所等が印字されている補完書類による確認が必要です。なお、令和2年2月4日以降申請のものも同様です（令和7年3月24日以降申請のパスポート【通称2025年旅券】も含む）。ICチップの読取が可能かについては自行庫の取扱いを確認してください。

必要に応じて公印ページ（外務大臣印）を確認します。

提示による券面確認＋ICチップの読取で確認ができる書類

2027年版 犯収法対応 本人確認書類 チェックシート

近代セールス社

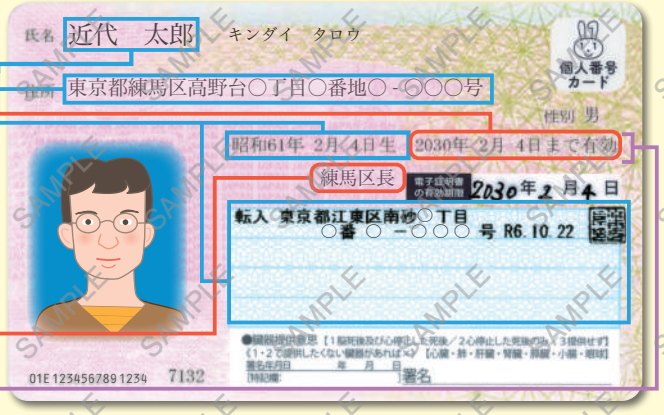
本人特定事項として確認するもの

～記録！ 確認書類を特定するに足る事項として記録するもの

書類の有効性を確認するもの

取得制限項目の可能性があるor取得が禁じられているもの

個人番号カード（マイナンバーカード）



氏名・住所・生年月日

申込書類等の「氏名」「住所」「生年月日」と相違ないか？（変更がある場合、表面に記載あり）

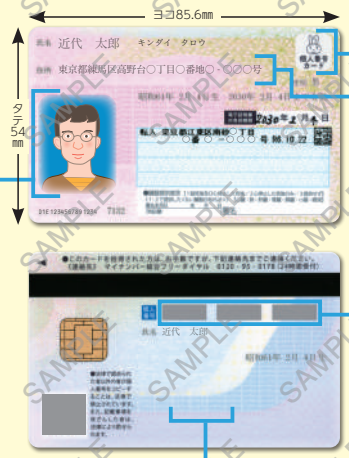
発行元名称や有効期間等を記録！

有効期間

提示・送付を受けた時点で有効か？

2026年5月26日以降に発行されたマイナンバーカードには、氏名の後に「振り仮名」が記載されます。

偽造・改ざん等を見抜くポイント



顔写真のシェーディング加工

顔写真のエッジにぼかし加工を施すシェーディング加工がされている

マイナちゃんの色

マイナちゃんの箇所にはパールインキが使われており、見る角度によって２色に変化して見える

レーザーエングレーブ

裏面の個人番号の箇所等に、レーザーエングレーブ（レーザー光でカード基材を黒く変質させることで印字する技術）が施されている

微細な線やグラデーション

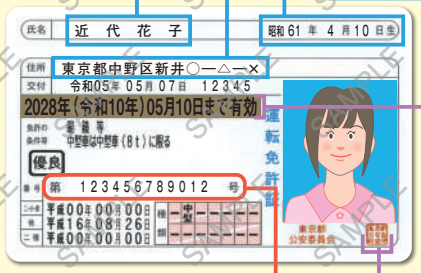
複雑な模様（彩紋パターン）を背景に施している

- 「個人番号カード」の裏面に記載されている個人番号、QRコードについては、取引時確認における取得は禁じられています。
- 本人確認書類となるのは個人番号カードであり、通知カードは本人確認書類としては使用できません。
- 年齢による制限等で顔写真がないものもありますが、その場合は顔写真がない本人確認書類として扱います。

運転免許証

氏名・住所・生年月日

申込書類等の「氏名」「住所」「生年月日」と相違ないか？（変更がある場合、裏面に記載あり）



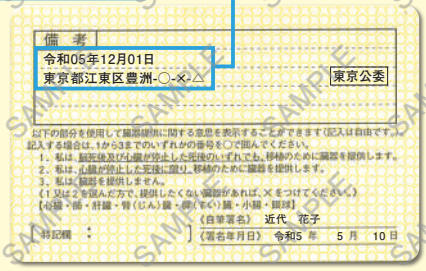
有効期間

提示・送付を受けた時点で有効か？

番号（12ケタ）を記録！

公印

公安委員会の公印はあるか？



令和元年12月1日以降に交付された「運転免許証」の裏面について、本人の希望で旧姓使用の場合、「備考」欄に「氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名」と表記されます。

裏面に運転時の「条件」が記入されることがありますが、それが要配慮個人情報かつ機微情報に該当する場合、マスキングが必要です。

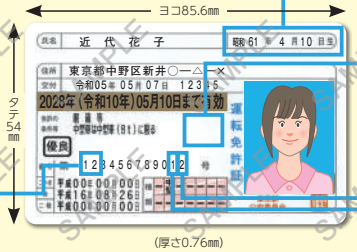
偽造・改ざん等を見抜くポイント

券面情報の確認

厚さが0.76ミリであること、生年月日が半角であること、写真部分に盛り上がりがあること、および手触り、文字のにじみ等を確認する

番号の最初の2桁

最初の２桁は初めて運転免許証を交付された都道府県を表している。現住所と一致しない場合、転居等の情報を確認することも有益



（厚さ0.76mm）

透かし等の確認

光を当てると「交」などの透かし文字やICチップの影が浮かび上がる（都道府県により、浮かびあがらないものもある）

番号の最後の数字

最後の数字は取消・失効を除く再発行の回数を表す。数字が大きい場合、故意に紛失・再発行を行った可能性があるので理由を確認

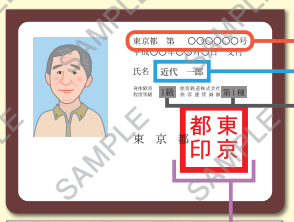
番号の11桁目

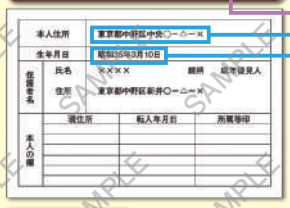
11桁目は、チェックデジットとなっている。10桁目までの数字から「モジュラス11ウェイト」という計算方式で算出される数字と、11桁目の数字が一致するか見ることも有効

提示による券面確認＋転送不要郵便での到達確認が必要な書類

本人特定事項として確認するもの　〜記録！ 確認書類を特定するに足りる事項として記録するもの　書類の有効性を確認するもの　取得制限項目の可能性がある or取得が禁じられているもの

身体障害者手帳

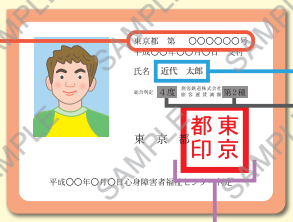






番号（書類によりケタ数などは異なる）を記録！

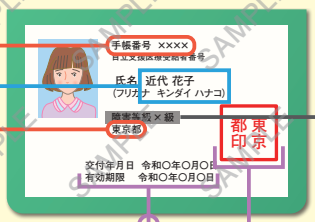
療育手帳（「愛の手帳」ほか）





公印
発行元自治体の公印はあるか？

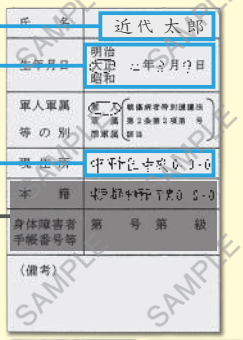
精神障害者保健福祉手帳





有効期限
提示または送付を受けた日現在で有効か？

戦傷病者手帳







氏名・住所・生年月日
申込書類等の記載と相違ないか？（住所や生年月日は、各書類「本人の欄」等に記載）

取得制限項目

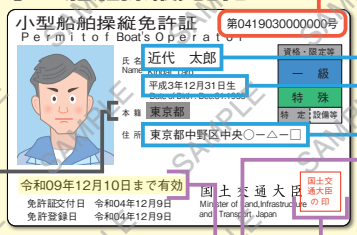
身体障害者手帳の保護者名は、本人確認に必要ない情報かつ本人以外の個人情報が含まれているとしてマスキングする取扱いもあります。また、仕様や発行時期によっては住所が記載されていない書類があります（その場合は住所を補完する書類の確認が必要）。

〈官公庁から発行・発給された写真付き書類の一例〉

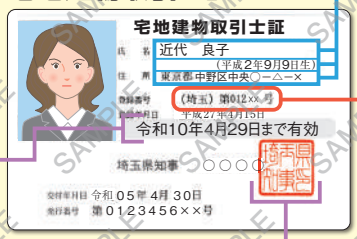
氏名・住所・生年月日　申込書類等の「氏名」「住所」「生年月日」と相違ないか？（裏面等に記載がある書類もある）

「登録番号」を記録！（ケタ数などは書類により異なる）

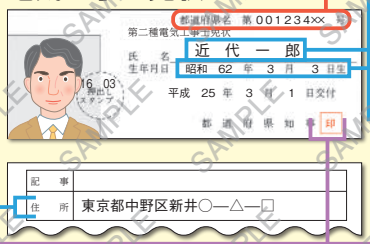
小型船舶操縦免許証



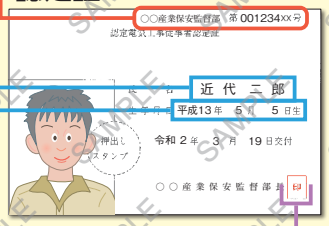
宅地建物取引士証



電気工事士免状



認定電気工事従事者認定証



取得制限項目　**有効期限**　提示・送付を受けた時点で有効か？

公印
各官公庁の公印はあるか？

ここに挙げた以外にも、顔写真付きで氏名・住所・生年月日の記載がある「特種電気工事資格者認定証」「耐空検査員の証」「猟銃・空気銃所持許可証」「教習資格認定証」「国会議員身分証明書」などが本人確認書類として使用できます。また、仕様や発行時期によっては住所が記載されていない書類があります（その場合は住所を補完する書類の確認が必要）。

運転経歴証明書　平成24年4月1日以降交付のもの

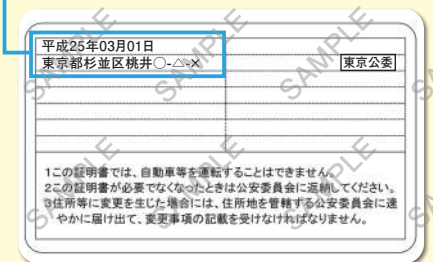
氏名・住所・生年月日
申込書類等の「氏名」「住所」「生年月日」と相違はないか？（変更があった場合、裏面に記載あり）

番号（12ケタ）を記録！

交付日
平成24年4月1日以降交付のものか？

公印　公安委員会の公印はあるか？





平成24年3月31日以前交付の「運転経歴証明書」は本人確認書類として認められません。

2027年４月以降は本人確認書類としては使用できないが住所確認等の補完書類として利用できる書類（例）
※住所が確認できない場合は利用不可

- 介護保険被保険者証
- 母子健康手帳
- 資格確認書
- 児童扶養手当証書
- 健康保険日雇特例被保険者手帳

本シートの内容は2027年4月施行開始の犯収法関連ルール改正を反映した内容となります。2027年３月末日までの本人確認に利用できる書類とポイントは弊社HPに掲載しておりますのでご活用ください。